

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	統計法の改正に伴う新宿区個人情報保護条例の一部改正について
----	-------------------------------

内容は別紙のとおり

(担当部課：区政情報課)

担当係 広報係 担当者 臼井 内線 (2112)

1 改正理由

統計法（昭和22年法律第18号）及び統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に規定する統計調査に係る個人情報については、統計法において、統計上の目的以外への使用の禁止、知り得た秘密の守秘義務、これに違反した場合の罰則が定められ、個人情報の保護に関し個別の仕組みを定めている。このため、新宿区個人情報保護条例は、第39条第2項において、統計法及び統計報告調整法に規定する統計調査に係る個人情報については適用しない旨定めている。

昨年5月に、公的統計の体系的整備を目的として、統計法が全部改正され、「指定統計」などの文言が改められることとなった。また、統計法の全部改正にあわせて、統計報告調整法が廃止されることとなった。

上記改正により、統計法及び統計報告調整法を引用している新宿区個人情報保護条例第39条第2項を改正する必要が生じたため、別紙のとおり新宿区個人情報保護条例の一部を改正する。

2 改正部分の施行日

全部改正後の統計法（平成19年法律第53号）の施行の日

（全部改正後の統計法は、平成19年5月23日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。）

3 改正後の取扱い

統計調査に係る個人情報の取扱いに変更は生じない。

新宿区個人情報保護条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(他の制度との調整等)</p> <p>第 39 条 法令及び他の条例に、開示請求等その他これに類する請求等について規定されている場合は、その定めるところによる。</p> <p>2 この条例は、<u>統計法(平成 19 年法律第 53 号)第 2 条第 6 項に規定する基幹統計調査及び同条第 7 項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報、同条第 8 項に規定する事業所母集団データベースに含まれる個人情報、同法第 29 条第 1 項の規定により提供された行政記録情報に含まれる個人情報並びに同法第 24 条第 1 項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報については、適用しない。</u></p> <p>3 この条例は、実施機関が管理する施設等において区民の利用に供することを目的とする個人情報が記録されている図書、図画等については、適用しない。</p>	<p>(他の制度との調整等)</p> <p>第 39 条 法令及び他の条例に、開示請求等その他これに類する請求等について規定されている場合は、その定めるところによる。</p> <p>2 この条例は、<u>統計法(昭和 22 年法律第 18 号)第 2 条に規定する指定統計に係る個人情報及び同法第 8 条第 1 項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る個人情報並びに統計報告調整法(昭和 27 年法律第 148 号)の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告(専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。)</u>に係る個人情報については、<u>適用しない。</u></p> <p>3 この条例は、実施機関が管理する施設等において区民の利用に供することを目的とする個人情報が記録されている図書、図画等については、適用しない。</p>